

## 令和3年度 <愛知>

### 障害者職業生活相談員資格認定講習のご案内

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主は障害者を5名以上雇用されている事業所ごとに障害者職業生活相談員を選任して、障害者の職業生活全般についての相談と指導にあたらせることとしております。また、勤務事業所所轄のハローワークへの選任報告書の提出も必要です。

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部では、今年度の資格認定講習を下記のとおり開催いたしますので、ご案内いたします。

開催日時			申込受付期間	定員
第1回	9.21(火)～9.22(水)	両日 9:00～17:00	※受付終了	150
第2回	10.13(水)～10.14(木)	両日 9:00～17:00	※受付終了	150
第3回	12.9(木)～12.10(金)	両日 9:00～17:00	※受付終了	150

※ 第3回 講習には手話通訳者を配置予定です。

- 受講対象者 障害者を雇用している企業に在籍・勤務する方で、次ページ掲載の受講要件(1)から(7)のいずれかに該当する方 (※過去に本講習を受講された方は対象といたしません。)
- 会場 愛知県女性総合センター(ウйлあいち)3階(愛知県名古屋市東区上堅杉町1番地)  
名古屋市営地下鉄市役所駅から徒歩10分
- 受講料 無料
- 申込方法 別紙の「受講申込書」にご入力またはご記入の上、各回の申込受付期間中に、下記連絡先に郵送又はFAX(052-218-3389)で提出してください。

#### ◆留意事項

- ・ 同一事業所から複数名の申込可。ただし、申込が定員を上回った場合には、次ページ掲載の受講要件の(1)～(7)の順で受講可否決定の優先順位付けをした上で受講決定または受講不可決定を行います。
- ・ 受講申し込みが定員に達した場合には、受講を承れない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 愛知県外事業所による受講申込は、愛知県内事業所からの申込が定員に達しなかった場合に限り、対象とします。
- ・ 「受講決定通知書」「受講不可のご連絡」については、各回申込開始日以降、3週間前後に、ご連絡いたします。
- ・ 受講にあたって、手話通訳者等特別な配慮が必要な場合には、受講申込書備考欄に具体的にご記入ください。
- ・ 公務部門に勤務する方は、受講できません。愛知労働局にお問合せください

⇒[https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/newpage\\_00433.html](https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/newpage_00433.html)

#### ◆受講要件

受講は以下(1)から(7)のいずれかに該当する方に限ります。

また、各回の受講申込が定員に達した場合、以下(1)から(7)の順で受講可否決定の優先順位付けを行います。

なお、「選任義務事業所」とは、5人以上の障害者を雇用する事業所を言います。

- (1) 法施行規則第39条に規定するいずれかの資格(\*)を有する者(以下「相談員有資格者」という。)及び過去に資格認定講習を修了した者がいない選任義務事業所において、相談員として選任が予定される者
- (2) 選任義務事業所において、既に相談員として選任されていた者が、人事異動等により当該業務の遂行が困難となったことに伴い、新たに相談員として選任が予定される者
- (3) 当該年度中に、雇用障害者の増加により選任義務事業所となる見込みである事業所において、相談員として選任が予定される者
- (4) 選任義務事業所において、相談員有資格者として既に選任されている者のうち、資格認定講習を受講していない者
- (5) 相談員の選任義務のない事業所において、障害者の職業生活全般における相談、指導を行うため、資格認定講習の受講が必要な者
- (6) 選任義務事業所において、相談員を既に選任しているものの、雇用障害者の増加等により相談員を増員する必要が生じたため、相談員として選任が予定されている者
- (7) その他資格認定講習の受講が必要と判断される者

**(参考) \* 障害者職業生活相談員の資格要件**

- ① 障害者職業生活相談員資格認定講習を修了した方。
- ② 上記①の他、厚生労働省令で定める資格を有する方。

(注)厚生労働省令で定める資格

- ・ 職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期課程の指導員訓練(福祉工学科に係るものに限る)の修了者又はこれに準じる者として厚生労働大臣が定める者
- ・ 学校教育法による大学もしくは高等専門学校(旧専門学校を含む)の卒業生又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校の長期養成過程の指導員訓練(福祉工学科に係るものを除く)、職業能力開発大学校もしくは職業能力開発短期大学校の専門課程の高度職業訓練もしくは職業能力開発大学校の応用課程の高度職業訓練の修了者もしくはこれらに準じる者として厚生労働大臣が定める者で、その後1年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
- ・ 学校教育法による高等学校(旧中学校令による中等学校を含む)又は中等教育学校の卒業生(学校教育法施行規則第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む)で、その後2年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者
- ・ その他の者で、3年以上、障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導の実務経験を有する者

●上記に掲げる者に準ずる者(※)

(以上「障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則」より引用)

※「上記に掲げる者に準ずる者」とは、職場適応援助者養成研修修了者又は「個別的なサポートを行う支援者を必要とする障害者」を支援する者に対する研修(国の機関の職員に対する障害者の職場適応援助者養成事業)修了者を指します。



**独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 愛知支部**

**高齢・障害者業務課 (金井田)**

〒460-0003 名古屋市中区錦1-10-1 MI テラス名古屋伏見4階

TEL: 052-218-3385 / FAX 052-218-3389

URL <https://www.jeed.go.jp/location/shibu/aichi/>